

日野市市民の森ふれあいホール集会室 1 - 3 の施設利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日野市市民の森ふれあいホール集会室 1 - 3 (以下「集会室 1 - 3」という。)の利用に必要な事項を定め、集会室 1 - 3 の有効的、効率的な活用を図るため、その管理、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、新!ひのっ子すくすくプランに基づき、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、居場所の充実等、活動の支援をすることにより、共に生き、互いに育てあうまちづくりを推進することを目的としている。また、市民の森ふれあいホール利活用指針・管理運営指針に基づき、子育て支援や高齢者支援施策を展開し三世代(多世代)交流の促進を図り、ふれあいホールと仲田の森蚕糸公園(自然体験広場)の一体的な活用を行うことを目的としている。

(管理等)

第3条 集会室 1 - 3 は、日野市市民の森ふれあいホール(以下「ふれあいホール」という。)を管理する産業スポーツ部文化スポーツ課(以下「文化スポーツ課」という。)から借り受け、利用に関する事務は、日野市子ども部子育て課(以下「子育て課」という。)及びふれあいホールが共同で管理するものとする。

(利用団体の登録)

第4条 集会室 1 - 3 を利用しようとする団体は、青少年健全育成団体、もしくは子育て関連の市内で活動する団体とし、その団体の主管する課の証明を添えて、あらかじめ団体の登録申請を子育て課長(以下「課長」という。)に提出し、次条の区分による団体登録を受けなければならない。

2 課長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、次条に規定する要件に照らし適当であると認めた場合は、利用団体として登録し、集会室 1 - 3 利用団体登録証(以下「団体登録証」という。)を交付する。

3 第2項の団体登録の有効は年度ごととし、登録を継続しようとする団体は、その年度が終わる2カ月前から更新の申請ができるものとする。

(団体登録の要件)

第5条 前条の規定による団体登録の要件は、代表者又は責任者が成年者であり、かつ、3人以上の成年者が団体の構成員に含まれている、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件を備えた、青少年育成団体、もしくは子育て等に関連する団体でなければならない。

- (1) 第2条に掲げる目的の対象となる団体であり、かつ、日野市の補助または支援を受けている、青少年健全育成団体または子育てに関連する団体であること。
- (2) 新！ひのっ子すくすくプランの施策上、課長が必要と認めた団体であること。
- (3) 青少年健全育成または、子育て行政運営上、特に必要と認めた場合。

(利用の申込)

第6条 集会室を利用する場合は第4条により登録した利用団体が、利用日の2カ月前から利用当日までに、ふれあいホール事務所に第4条第2項により交付された団体登録証を提示し、集会室1-3利用簿兼受付台帳（以下「利用台帳」という。）に記入したことにより利用集会室1-3利用申込をする。

- 2 前項の規定にかかわらず、課長が特に必要と認める場合は、別に定める方法により利用の申込をすることができる。
- 3 利用台帳に記入するときは、申込記入の順序により、利用できるものとする。ただし、同時に申請記入があったときは、協議または抽選により決定する。
- 4 前項の記入しようとする団体は、同じ事業をするために、複数日を記入することはできない。

(使用時間の単位)

第7条 集会室1-3の利用について、使用時間の単位は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から正午まで
- (2) 午後1時から5時まで
- (3) 午後6時から9時まで

(利用方法)

第8条 第6条で利用申込をした団体が、ふれあいホール事務所で団体登録証を提示し、集会室1-3の鍵を借受けるものとする。

- 2 集会室1-3を利用する時間の鍵の管理は、利用団体が責任を持って管理する。
- 3 集会室1-3を利用する団体がその利用を終了したときは、直ちに原状回復をするものとする。また、鍵を施錠し、ふれあいホール事務所に返却するものとする。

(利用の制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集会室1-3の利用はできない。

- (1) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 特定の政党、宗教に関する行為。
- (5) 特定の民間事業者の営利を目的とするとき。
- (6) 他人に危害を及ぼし、または迷惑となる物品を持ち込んだとき。
- (7) その他、課長が不相当と認めた行為。

- 2 課長は、施設使用に当り、風紀を乱す団体、管理上の指示に従わない団体、条例、規則等の規定に反する行為を行った団体等の利用の停止又は登録の抹消をすることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。